

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

性別にかかわらず互いにその人権を尊重しあい、自立した人間として対等な立場で社会に参画する機会が確保され、家庭、職場、地域などあらゆる分野において活躍し、能力と個性を発揮できる社会の実現にむけて、「第2次能代市男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画策定にあたっての基本的な考え方

「男女共同参画」については、市民意識調査や講演会の際のアンケートの結果などからこれまでの取り組み等によって言葉の認知度が高まり、その必要性について一定の意識の醸成が図られてきていることがうかがえます。しかし、理念を理解していても現実の行動は社会通念やしきたりにとらわれている傾向が見受けられ、必ずしも男女共同参画社会の形成が順調に進んでいる、とは言い難い状況にあります。

男女共同参画社会を実現するための多くの課題は、私たちの日々の生活の中に深く入り込んでいます。本計画策定にあたっては、これまで実施してきた市民意識調査や講演会の際のアンケート調査の結果などを踏まえるとともに、本市の置かれている状況や課題などについて、能代市男女共同参画推進委員のみなさんから意見・提言をいただきながら検討をすすめ、計画の柱となるべき基本的な目標や必要な取り組みの方向などを決めました。

3. 男女共同参画社会を形成していくための視点

男女共同参画社会とは、すべての人がお互いにその人権を尊重しあい、自らの意思によって、自分らしく生きていくことができる社会だと考えます。

男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた上で、次の三つを視点として男女が共に参画できる社会の実現をめざしていきます。

の：能力や個性を認め合うことを大切にします。

すべての人がお互いにその人権を尊重し、能力や個性を認め合い、発揮できる社会をめざします。

し：社会のあらゆる分野に参画し活躍することを大切にします。

男女にかかわらず一人ひとりが社会の構成員として、あらゆる分野で企画・立案する段階から主体的にかかわり、意見を反映させ、活躍することができる社会をめざします。

ろ：老若男女、みんなで協力し、支え合うことを大切にします。

年齢や性別にかかわらず、責任を分かち合いながら、自分らしい生き方を選択できる社会をめざします。

4. 計画の基本理念と基本目標

一人ひとりを認め合い、心豊かに暮らせる まちづくり

すべての人が、お互いの能力や個性を認め合い、社会のあらゆる分野に自らの意思で参画するとともに、一人ひとりが自分の役割を積極的に果たし、心豊かにいきいきと歩んでいける社会の実現をめざすことを基本理念とします。

そして、この基本理念の実現に向けて、次の4項目の基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

基本目標1 一人ひとりを認め合う意識づくり

基本目標2 お互いの能力や個性を認め、あらゆる分野とともに参画し活躍できる社会環境づくり

基本目標3 男女がともに働きやすい労働環境づくり

基本目標4 健康で安心して暮らせる生活環境づくり

5. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本的な考え方や取り組みの方向性を示し、施策を計画的に展開するための指針とします。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付け、国の基本計画（第4次）と秋田県の新推進計画及び条例を踏まえます。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条に基づく推進計画として位置づけます。
- (4) この計画は、本市の最上位計画である「能代市総合計画基本計画」の部門計画とします。
- (5) この計画は、他の部課等の事業との整合性を図り、横断的に推進するとともに市民との協働をもって取り組みます。

6. 計画の期間と見直し

この計画の期間は平成30年度からの10年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより内容の変更が必要とされる場合は、計画の見直しを行います。